

## 技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和7年2月28日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 事業名  
令和7年度社会的養護自立支援拠点事業
- (2) 業務内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託金額の上限額  
29,050,128円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 技術提案に参加できる者の資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受ける者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外の措置を受ける者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- (7) 岡山県税を滞納していない者であること。

- (8) 事業実施に関する協議等が、必要な時期に、必要な方法（電話、対面等）により、スムーズに実施できること。
- (9) 過去3年以内に国や地方公共団体等の補助又は委託を受けて、若者から自立に向けての悩みや相談を受ける等、自立のための支援を行う事業を実施した実績があること。

### 3 契約条項を示す場所

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課児童福祉班  
〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
TEL：086-226-7911（直通）  
FAX：086-234-5770  
E-mail：kodomokatei@pref.okayama.lg.jp  
URL：https://www.pref.okayama.jp/soshiki/332/

### 4 仕様書等の配布等

- (1) 仕様書等の配布期間及び場所
  - ア 配布期間  
令和7年2月28日（金）から令和7年3月19日（水）までの午前9時から午後5時まで。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2条）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。
  - イ 配布場所  
上記3の場所に同じ。また、上記3の岡山県子ども家庭課のホームページからダウンロードすることもできる。
- (2) 仕様書等に対する質問の受付及び回答
  - ア 受付期間  
令和7年2月28日（金）から令和7年3月12日（水）までの午前9時から午後5時まで（必着）。ただし、県の休日を除く。
  - イ 受付方法  
様式第2号によりFAX又は電子メールで送付するとともに、送付した旨を電話で連絡し、受け取りの確認を行うこと。なお、電話や来訪などによる口頭での質問には対応しない。
  - ウ 受付場所  
上記3の場所に同じ。
  - エ 回答方法  
上記3の岡山県子ども家庭課のホームページで公開する。ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答をしない場合がある。
  - オ その他  
技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 5 企画提案書の審査等

### (1) 企画提案書の提出方法

#### ア 受付期間

令和7年2月28日（金）から令和7年3月19日（水）までの午前9時から午後5時まで。ただし、県の休日を除く。

#### イ 受付方法

持参又は郵便等によることとし、受付期間内に必着とすること。

#### ウ 受付場所

上記3の場所に同じ。

#### エ 提出書類及び部数（用紙サイズはA4を基本とすること）

- ・参加申込書（様式第1号）1部
- ・誓約書（別紙様式第1-2号）1部
- ・組織概要書・役員名簿（氏名の読仮名・生年月日も記入）1部
- ・過去3年以内に国や地方公共団体等の補助又は委託を受けて実施した、若者から自立に向けての相談を受ける等の自立のための支援を行う事業の実績及びその内容がわかる資料4部
- ・企画提案書（「企画提案書作成要領」のとおり）4部
- ・岡山県税の全税目について滞納がないこと（又は、課税がないこと）を証する書類1部

※証明書については、岡山県の県民局（備前、備中、美作）税務部にお問い合わせください。

### (2) 参加資格要件の審査

提出書類を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

### (3) 技術提案の審査基準及び審査手続

子ども家庭課その他関係部局職員等を構成員とする選定委員会において、提出書類の内容を、別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。なお、審査過程については公表しない。

### (4) 審査結果の通知方法

審査結果は応募者あて通知するとともに、上記3の岡山県子ども家庭課のホームページにおいてその旨を公表する。

## 6 契約

(1) 業務委託契約書の作成を要する。契約候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。

(2) 契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。

(3) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

## 7 その他

- (1) 本事業は、県の令和7年度当初予算において予算措置された場合のみ実施する停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続きに係る一切について、いかなる効力も発生しない。
- (2) 応募にかかる経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (4) 応募者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがある。
- (5) 審査の公正を図るため、応募者に対して、提出書類若しくは添付書類の記載事項又は応募資格を有することを証明する資料等の提出を求めることがある。
- (6) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (7) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (9) デザインは、他からのコピー並びに転用は行わないこと。
- (10) 映像等資料に係る著作権等の全ての権利は岡山県に帰属する。
- (11) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。
- (12) 本業務の契約金額に係る消費税額及び地方消費税額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。